

環境社会配慮助言委員会

第73回 全体会合

日時 平成28年9月2日（金）14:31～16:40

場所 JICA本部 113会議室

（独）国際協力機構

午後2時31分開会

○渡辺（審査部） 時間になりましたので、本日の第73回全体会合を開始したいと思います。

まず、諸注意事項ですけれども、今回も逐語議事録を作成しております関係で、ご発言の際には必ずマイクを使用してご発言いただきますようお願いいたします。ご発言の際にはマイクをオンにし、ご発言が終わりましたらオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、マイクは、本日は3、4名に1本程度のご使用となっておりますので、恐れ入りますが、適宜ご発言の方にマイクを回していただく等のご協力をお願いします。

それでは、本日の議事進行を村山委員長にお願いします。

○村山委員長 では、よろしくお願いいたします。

最初が案件概要説明で、今日は1件です。ナイジェリアの都市鉄道建設事業で、スコーピング案の段階ということです。

では、ご説明をよろしくお願いいたします。

○渡辺（アフリカ部） アフリカ部第一課の課長をしております渡辺と申します。

本日は、有償資金協力を想定した、ナイジェリアのラゴス都市鉄道整備事業の準備調査の概要をご説明申し上げます。

まず、事業の背景と必要性です。

(1) にございますが、ナイジェリアでは急速な都市化に伴い、交通渋滞、公害等の都市問題が大変深刻化しております。商業の中心地ラゴス州では、特にその中心的な機能を担っておりますラゴス島及びビクトリア島におきまして慢性的な交通渋滞が発生し、環境が悪化してございます。後ほど、ラゴス島、ビクトリア島の地図ないし写真をご紹介します。

ラゴス州の開発計画ですが、ラゴス州は2009年に戦略交通マスタープラン、Strategic Transport Master Planを策定しておりまして、都市鉄道やバス路線を開発し、渋滞を緩和していく計画を進めております。現時点では、バス路線の一つが完工・運行しており、LRTとBRTの各1路線ずつが建設中です。

この事業ですが、先ほどの戦略交通マスタープランにおきまして、ラゴス島及びビクトリア島に計画された路線に、新交通システムを建設するというものです。

事業目的ですが、今ご紹介しましたとおり、ラゴス州におきまして新交通システムを建設し、輸送需要への対応、自動車やバイクからの公共交通機関へのモーダルシフトを図り、交通渋滞の緩和、公害の減少、気候変動の緩和等に寄与するものです。

事業概要ですが、新交通システムの建設に関する土木等がメインの事業になります。

実施機関はラゴス州にございます交通局で、通称LAMATAと呼ばれております。

協力準備調査の期間ですが、今年の2月から来年の7月を予定してございまして、大きく分けますとStage 1とStage 2に分かれます。

Stage 1では、路線の計画・システムの比較検討等を行い、それをもとにStage 2でもう少し詳細な調査をするものです。

こちらはご参考になりますが、大方の路線におきましては、既存の道路の中央分離帯を使いまして、この図の左側になりますけれども、高架の新交通システムを作ることとを想定しております。

また、右側が駅の部分になりますが、こちらやはり既存の道路、この絵の白いところ、空間を既存の交通が通り続ける前提で、その両側からアプローチがあって、上の部分に駅ができるというような交通を想定しております。

こちらが、ラゴス州における先ほどの交通戦略プランでございまして、色がついている線が、路線計画です。この中の中央下側に、赤い四角で囲った部分が本事業の対象地域になります。

次のページにももう少し詳しい図をつけさせていただきました。

この図の左上のところにLAGOS ISLANDという文字と、真ん中やや左にVICTORIA ISLANDという文字がございまして、この二つにまたがる部分が本事業の対象地域になります。

ここに示しました赤い線が、まだ検討中ですが、現時点で検討し提案を考えております路線図になります。

次のページがラゴスの交通の概況です。左上を見ていただくとおわかりのように、主要な道路はかなりの交通量、渋滞が発生している状況です。

これに対し、一部BRT路線が完成しており、バスが走り始めています。

それ以外の交通としまして、ミニバス、いわば黄色い乗り合いバスが市内をかなり走っておりまして、それ以外にも右側の三輪タクシーがありますけれども、車両自体もかなり古く、排気ガスも多いですし、車両の数も非常に多いため、渋滞、都市の環境にはあまりよくない状況が現状です。

こちらが渋滞の状況をもう少し定量的に示したものです。赤い部分が20km未満、さらにはオレンジの部分が20~40km未満平均になっているところで、交通のボトルネックになる箇所を示しております。

ごらんいただくとわかりますとおり、ラゴス島、ビクトリア島の中心地あたりに、かなり赤い部分ないしはオレンジの部分が増えてきているということが見ていただけるかと思います。

こちらが実際のラゴス島、ビクトリア島の中の交通の写真を示したものでございます。右上にございますけれども、ラゴスは基本的に海に面している部分で、島の間を、クリークが通っていく。そこを超える小規模の橋も、この事業では必要になってきます。

また、左側は交通の状況でして、この二つの島は、冒頭で申し上げましたとおり、ビジネス、商業の中心地になってございますので、ビルないし建物が、乱立している

状況です。

また、右下の写真は後ほど少しご紹介しますが、車両基地の候補地と考えられている土地の写真でございます。

次のページも、路線沿線の概況でして、例えば左のところにも商業ビルが建っておりまして、こういうところを、いわば縫うようにこの事業を計画していかななくてはならないという状況がおわかりいただけるかと思えます。

また、右上の箇所にも、実は非正規の方々ですけれども、住民の方々がいて、ここは一部住民移転が発生するのではないかと考えております。

環境社会配慮事項でございますが、助言を求める項目、こちらは通常どおりでございまして、スコーピング案と最終報告書ドラフト段階での助言をいただく想定でおります。

適用ガイドラインは、いわゆる新環境ガイドライン、カテゴリ分類はAを想定しております。

環境配慮ですが、ナイジェリアのEIA法におきましては、環境に負の影響を与える全ての事業について環境アセスメントの実施が義務づけられておりまして、本事業もそれに該当いたします。

工事中は大気汚染、水質汚濁等、また供用後につきましても、騒音・振動等の影響を想定しております。

また、この周辺には国立公園や保護区等の影響を受けやすい地域は、存在はしておりませんが、生態系への影響については調査で確認をしたいというふうに考えております。

社会配慮でございますけれども、基本的には既存の道路用地内で路線計画をするため、用地取得は最小限に抑えられる見込みですけれども、先ほど申し上げました、一部非正規住民の方々の移転の可能性があるということで、その規模等について、調査の中で確認していきたいと考えております。

また、事業対象地の占有者やRAP案の作成を通じた適切な補償の策定支援といったものも、この調査の中でやっていく想定です。

先ほど写真でご紹介した車両基地につきましても、現在の見込みですと約5haの用地が必要になると考えておりまして、写真にございました候補地、こちらは全く利用がされていない部分と、一部建設機材が置かれている部分があるという認識ですが、住民の居住は今のところ確認されておられません。

これらを含めまして、詳細について調査の中で確認をしていきたいと考えております。

最後にスケジュールでございますけれども、今9月の頭ということで、全体会合での概況説明をさせていただいております。今月後半にワーキンググループでのスコーピング案のご助言をいただいた上で、今後、EIA案ないしはRAP案の作成とが進んでい

きまして、2017年の3月ないし4月ごろにドラフトファイナルレポートが出てまいりますので、それ以降、現在では4月を想定させていただいておりますが、ドラフトファイナルレポート時点でのワーキンググループを予定しており、最終的に来年の7月を目途にファイナルレポートに仕上げていくというのが現時点でのスケジュール目途です。

以上、簡単ではございますが概要説明でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問ありましたらお願いいたします。

谷本委員どうぞ。

○谷本委員 本件担当という予定になっていますので、3点ばかり教えてください。

まず、スライドの3枚目ですか、事業の背景と必要性のところ。LRTというものが書かれていますね、これはライトレールウェイだと思うんですが、今回の新しい新交通システムというのは、LRTとの関係はどのようになっていますかということが1点目。

それから2点目は、その次のページ、2の事業の目的と概要の一番下のところに書かれている、路線計画とシステム比較ということがありますが、これがいわゆる代替案の検討に相当するんですかということです。

それから最後、もう一つ教えてください。車両基地が1ヵ所だけなんですけど、1ヵ所でいいのかどうか、この辺の検討はどうかということです。

それからもう一つ、この車両基地、今計画されているところ、候補地になっていますが、ここの土地の所有形態というんですか、どのようになっているか。この3点をお願いいたします。

○渡辺（アフリカ部） ありがとうございます。

1点目のLRTとの関係ですけれども、私どもも、7月に現地の状況を見てまいりました。建設中のLRTは、どちらかというとラゴスの中心に向かって外から入ってくる路線で、中国の業者が建設を始めております。この事業ですけれども、二つ目のご質問とも関係するのですが、先ほど地図でお示ししましたとおり、中心地の、いわばビルの合間を少し縫うように、かなり急カーブになってくるところがありますので、ある程度スピードが出る、郊外から中に入ってくるようなLRTでは難しいのかなという想定でおります。

もともとラゴス州が作っていた計画では、モノレールのようなものを作りたいということで、我々に調査のサポートの要請が来ましたが、モノレールなのか、ないしはゆりかもめのような、いわゆるAGTと呼ばれますけれども、ゴムのタイヤのついた電車のようなもの。こういったものでないと、なかなか既存のビルの敷地内ですとか、あるいは住民移転、用地取得が発生してしまうので、少し小回りのきくようなものにしていかないと、難しいのではないかというような検討をこれまでできております。ですのでLRTは、この土地の真ん中では、少し難しいのではないかというのが現在の我々の検討です。二つ目のご質問で、まさにシステムですとか路線計画のところが大

替案に当たるのかというのは、そのような認識であります。つまり、幾つかやっぱり前提条件があって、既存のビル、銀行とか、どうしても通るわけにはいかない敷地を避けなければいけないということと、島の中の、交通需要が非常に多いところの渋滞を解消しないと意味がないですから、通過しなくてはならないポイントがある。そこをいかに小回りをきかせながら通していくかという検討をした上で、それがどういう路線があり得るのかという代替案を検討し、そこを通せるようなシステムは何なのかというような検討を、代替案の検討の一環として、このStage 1の中でやることになっております。

3点目、車両基地ですけれども、今のところは検討しているのは1カ所。恐らく、現在の想定ではここで対応できるだろうということと、また現時点では、これ以外の非常に大規模な使えそうな土地とが現実的には見つかっていないという両面がございます。

現在の候補地の所有者は、現地の政治関係の方ではないかと思われていますが、詳細を確認していくところでございます。

以上です。

○村山委員長 では、森委員どうぞ。マイクを回してください。

○森委員 ありがとうございます。

事業の背景と必要性のところ、一番最後に、「公害の減少、気候変動の緩和に寄与する」という記述がございますが、この計画を実施することによって、大気汚染とか騒音とか、どういう公害がどの程度減少するのか。それから、気候変動の緩和ですから、CO₂の排出とかということだと思いますが、これがどの程度減少するのか、推定されておられますでしょうか。

○渡辺（アフリカ部） ありがとうございます。

公害の減少ないしは気候変動の緩和への寄与の内容としましては、現状は、車、バイク、三輪を含めかなり渋滞が激しくなっておりまして、それらによる大気汚染が非常に激しい。また騒音も激しくなっており、これが新都市交通システムに変わって渋滞が緩和されれば、大気汚染や騒音が軽減されるだろうと想定しております。

改善度合いにつきましては、詳細を協力準備調査の中で検討しておりますので、次の会議のときにもう少し議論させていただきたいと思います。

○村山委員長 では、ほかはいかがでしょうか。

升本委員。

○升本委員 升本と申します。よろしく願いいたします。2点だけ簡単に確認をさせていただければと思います。

1点目は、事業の背景と必要性のところで、1回戦略交通マスタープランというものが策定されているということなんですが、作成の主体と、もしわかれば、ここの中でSEAのようなことをやられているのかどうかということが、わかる範囲で教えていた

だければと思います。

あともう一点、今回の環境配慮事項ということで、ガイドラインの「影響を及ぼしやすい特性に該当する」ということで挙げられていますが、ということは、それなりの住民移転を想定されているのか。あるいは、何でここでセクター要件を当てはめていないのかについて、わかる範囲で教えていただければと思います。

以上です。

○渡辺（アフリカ部） ありがとうございます。

最初のご質問の戦略交通マスタープランの作成主体ですけれども、こちらはラゴス州の交通局自身が、コンサルタントを使って作成したと認識してございます。

また、住民移転の可能性があるということで、カテゴリAにしているものでございます。具体的な住民移転数等につきましては、調査の中で詳細を確認していきたいと思っております。

○渡辺（審査部） 2点目のセクター要件につきましては、これは鉄道事業ではなくAGT等の新都市交通を想定しています。我々の運用上、このセクター要件というのは、日本の基準法等の運用を参考にしながら決めているわけですが、本件は大規模に当たらないと判断し、本件では住民移転の規模の大きさを想定してカテゴリAとしております。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

社会配慮のところ、用地取得は最小限に抑えられる見込みということなのですが、最小限に抑えられるということは、ある程度の用地取得は考えておられるということですか。

○渡辺（アフリカ部） ありがとうございます。基本的には既存の道路の中央分離帯を使った事業だと思っておりますし、先方ともいろいろ議論しているところですが、いかに既存の建物ないし敷地を通らないで事業ができるかということで検討を進めておりますので、そういう意味で、「用地取得は最小限に抑えられる」という表現にしております。

他方で、車両基地のところは、やはり用地が必要になってきますし、どうしても拡幅等が避けられない路線区間が出てくる可能性もございますので、そういう箇所は用地取得が発生し得るというふうに考えております。

○村山委員長 5枚目の絵を見ると、割ともう道路を境界ぎりぎりまでお使いになる予定のようですが、これは少し両側へ広げる必要はないですか。敷地内で工事が可能であるという理解ですか。

○渡辺（アフリカ部） こういう形でできるところが多い、大半だろうと思っておりますけれども、一部、中央分離帯自体がすごく狭いところもありますので、少し道路を広げなくてはならないところも出てくると、今までの調査では話し合いが出ております。

○村山委員長 わかりました。

では、よろしいでしょうか。

それでは、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

では、今日は次に3番目ということですが、助言委員会の運営改善に移らせていただきます。

これについては、前回、この期の最初の会合でしたが、その段階で一度ご説明をいただいて、議論をさせていただきましたが、前回の議論を受けて、今回改めて出しているということです。

では、ご説明お願いいたします。

○渡辺（審査部） ありがとうございます。

前回、8月1日の会合でご説明申し上げて、各委員の方からいろいろご提案等をいただきました。それを踏まえて、今回事務局として改めて提案を差し上げたいということで修正版を作っております。事前に送付さしあげておりますので、内容は既にご覧いただいているという前提のもとに、前回からの変更点を中心に、改めてご説明申し上げたいと思います。

一つ目。これは前期から委員を務めていただいている方には釈迦に説法ではありますが、改めて助言委員会の役割を記載しています。助言委員会はガイドライン第2.7条において、カテゴリA案件及びカテゴリB案件のうち、必要な案件について助言をいただくということになっており、実態上はカテゴリA案件について、主としてご助言をいただいています。

では、カテゴリA案件というのはどういう案件かということは、ガイドラインの定義上、「環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト」等々と書いております。

では、どういう案件がカテゴリA案件に該当するかというのは、スクリーニング・フォームで、例えばセクター要件であるとか、事業の特性、あるいは事業地域の特性などを勘案しながら分類を行っています。具体的にどのような案件がカテゴリA案件としてご助言をいただく対象になるのかということで例を挙げておりますけれども、例えば、大規模な火力発電所。その場合は、例えば、当然大規模な火力発電所ですので、排ガス・排水等に関する基準遵守であるとか、周辺住民等への影響といった点を主としてご議論いただくことになると考えております。

また、例えば、先ほどの案件のように、大規模な住民移転を伴うような案件につきましても、補償・生計回復支援の方針であるとか、被影響者との協議等といった点がご助言、ご議論のポイントとなると考えております。

もちろん、これ以外のポイントも、各委員の方のご専門、ご経験をご活用いただいてご助言をいただくものでありますけれども、立ち返って、助言委員会というものはこのような趣旨で開催させていただいているということをお示しいたしました。

背景（２）のところ、これは基本的に前回から変わっておりませんが、上から４番目の黒丸の、ここに背景として一つ、案件形成の迅速化の要請という点を加えております。

この後出てくる改善策は、必ずしもワーキンググループの効率化というところだけではないので、背景として、JICAとして、いろいろなドナーと、我々も競争の中で支援を行っているわけですが、その中で案件形成の迅速化の要請というものは、特に借入れを、あるいは事業を実施する相手国の側からの要請が強いということを背景説明に加えさせていただきました。

改善策です。前回から、まず順番を変えております。中身についても変えておりますけれども、改善策１点目、環境レビュー報告及び助言対応説明の合理化ということでご説明しておりまして、この点につきましては、前回から変更はありません。趣旨としましては、協力準備調査を実施するような案件で、ドラフトファイナル段階のご助言と環境レビュー段階の方針の説明等が、どうも重複するということがありますので、ここについて、何か合理化するやり方があっていいのではないかというご提案を差し上げております。

２点目。これは前回の全体会で非常に厳しいご意見をいただいた点ですが、改善策２点目として、事前配付資料の質の改善ということで、JICA側は事前の配付資料をコンサルタントさんと協力して作成して、事前にお配りしておりますけれども、こちらの質を改善すべきということでこの点の改善策を示しております。

１点目として、JICA事務局として、これまでの助言委員会の議論も踏まえて、「資料作成の手引」というものを作成し、事業担当部・調査団に対する事前の指導を行うという意向であります。

実際、今日の説明も、アフリカ部のほうから説明さしあげたとおり、説明資料のほうは、基本的には事業を担当する部門と、そこが契約で発注しているコンサルタントさんが作っておりまして、それを審査部のほうでクオリティー・コントロールを行っています。審査部のそのクオリティー・コントロールの機能というものを強化しつつ、かつ事業担当部門にも、これまでの議論なんかも紹介しながら、こういった点がポイントになる、こういった点の説明を詳しく書くべきというような手引を作成して、事前の指導を行いたいと考えております。

２点目は、大体１ヵ月前に開催通知を差し上げてその後に資料を作成して送付さしあげるのですが、開催通知の時点で資料が完璧にできているということとはなかなかなくて、実際は、大体これであれば開催できるという見込みのもとに準備を進めています。相手国との調整とかもありまして、必ずしも資料配付の期日までに、納得できる質の高いものがない場合も、実際はあります。

こういうことがないように事前に注意喚起しつつ、また資料作成の期間では、非常に根を詰めて資料作成を行っていますが、もしそれでもお諮りするだけのものが担保

できないということでありましたら、大変恐縮ですが、開催通知後にはなりますが開催延期をこちらからお知らせすることもあり得ると考えております。

改善策3点目は、ワーキンググループ会合の当日運営ということで、基本的には前回の提案から変わりはないのですが、最後の四つ目の黒丸につきましては、1点追記を加えております。その点は何かと申し上げますと、ワーキングの当日にご欠席される委員の事前質問について、前回の案では、基本的には事前のコメント等はお受けして、回答は作成しますけれども、助言に残すのは、基本的にはなさらないでくださいという提案でしたが、この点につきましては、引き続き助言案には残さないとしつつも、ただし、回答表を踏まえて、他の委員の方が助言案に残したいという場合は、この限りではありませんし、また、事前に、委員の方によっては、質問ではなくて、最初から助言形式でコメントされる委員の方もいらっしゃいますので、そのような助言案につきましては、主査もしくはワーキンググループの判断によって、助言案として残すかを決定するというご提案に変更しております。

4点目。議事録作成につきましては、基本的な方針については変更ありません。

ただし具体的にどうやってやるのかというのがイメージできないというような議論もありましたので、改善策のところは、方針は変わらないのですがもう少し詳しく手続を記載しております。

申し上げますと、逐語議事録は廃止いたします。そのかわりに、委員からの事前質問への回答表、助言案、ワーキンググループのポイントというものをかわりに公開するということにします。

特に、ワーキングのポイントというのは何かという点ですが、この点につきましては、ワーキンググループ会合の終了時に、JICA事務局のほうから、その日のワーキングの議論となったポイントとなる項目を、「大体この点とこの点ですかね」という形でサマライズして、「その点ですね」という了解を得た上で、事務局がドラフトする予定です。

3点目ですけれども、ワーキング会合から1週間以内を目途に、JICA事務局のほうで、上記の③ワーキンググループのポイントの案を作成して、それもあわせてメールで担当委員の方の確認に付したいと思っております。

ただし、ワーキンググループのポイントは助言そのものとは性格が異なりますので、あまり、「てにをは」の修正に注力されず内容的なご確認を行っていただきたいと思っております。

次に、補完型調査の扱いということで、こちらも限定的過ぎるのではないかという議論が前回ありましたけれども、改善策の1点目を修正しております。具体的には、最後のほうですけれども、「スコーピング段階におけるワーキンググループの助言対象を補完調査に関連する事項に絞ることも可とする。」前回の案では、特に何かを示すことなく、基本的にはスコーピングマトリクスのみを助言対象とするという書き方で

あったのですが、この点につきましては、スコアリングマトリクスのみならず、例えば、ステークホルダー協議を追加で実施するというような補完調査の内容であれば、その点についてもご助言をいただくという形に修正をしております。

改善策6点目につきましては、内容的には変更はないのですが、こちらでも実際にどういうふうに運用するのかがよくわからないというご議論がありましたので、下の改善策について、多少説明を加えております。

具体的には二つ目の黒丸ですけれども、急を要する場合で、助言確定をメールで行ってほしいというJICAからの要請がある場合、ワーキンググループの担当主査は、回答表、助言案、ワーキンググループのポイントという、先ほど申し上げた公開する三つのものをメールに添付の上、委員全員にワーキンググループの報告をメールで行い、1週間、例えば5営業日の期間を区切って、その間質疑・議論に付す。その結果、確定できるというのが判断できる状況になったということでありましたら、その結果を、その次の会合で報告するというふうにしたいと考えております。

7は、この点は前回から基本的には変更ありません。ちょっと書きぶりは変更しておりますけれども。

ただし、助言の有効性ということで、前回は、「こういった点については助言を残さないでください」みたいな、ちょっときつい提案を差し上げていましたので、この内容を変えていて、「以下の点については、回答表が今後公開されることを前提として、特に重要と判断される場合に助言として残すこととする。」そこまで重要でない事項につきましては、回答表のやりとりと公開をもって、ご助言に残す必要はないのではないのかというご提案になっております。具体的には、JICAガイドライン等に明文化されている事項、JICAガイドライン運用見直しで明らかにされた事項、「レポートに反映させるとわかりやすい」といった趣旨のコメント、回答表において既に「対応済み」または「対応予定」とJICAが回答している事項。

前回の議論でもありましたけれども、JICAガイドラインを逸脱するおそれがあるということで、助言に残す必要があると委員の方がご判断される場合は、当然「重要と判断される場合」に該当しますので、その場合は助言として残していただく必要がある。あるいは、「対応予定」というふうにJICAが回答表で回答しているものの、やはりこの点については、きちんとした対応がとられることを確認したいということで、助言に残されたいということでありましたら、そのような場合は残していただくことを想定しています。

2点目のワーキンググループの運営に関しましては、最後の黒丸を追記しております。これはあくまで目安ということですが、これまでの経験則上、事前質問等の内容確認に要する時間が、大体1時間半。助言案のドラフトで1時間。その間の休憩で10分を挟みますと、大体これで3時間程度の運営になるということになりますので、あくまで目安ではありますが、一つの目安として、この1時間半、1時間というところを目

安として、当日の主査の方にはご進行をお願いしたいと考えております。

その他については、ご変更はありません。

以上が事務局からの説明となりまして、前は、こういった手続を、助言委員会運営の共有事項という文書に残して、修正をするという形でお配りしていたんですけれども、この点につきましては、我々も提案を差し上げつつも、やってみないとわからないところもありますので、これで、例えば年内、あるいは半年程度を目途に運営を一度やってみて、その後レビューをしてみて、どうだったのかというご意見をまたいただいた上で、その上で最終的な確定をして、共有事項のほうの、いわゆる文書のほうにその手続を残していきたいというふうに事務局としては考えております。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

このような形でまとめていただいたということで、この間、副委員長を含めて、こちらのほうで一応拝見をして、若干のやりとりはしました。その点も踏まえて今日出しているということですが、いかがでしょうか、何か追加でご質問、あるいはお気づきの点があれば、ぜひお出してください。

長谷川委員どうぞ。

○長谷川委員 どうもありがとうございます。なかなかいい方向に向かっているんじゃないかなと思います。

幾つか質問ないし確認をさせてください。

1点目が、これは6枚目ですか、改善策（2）の中に、資料作成の手引を作りたいとあるんですが、これは事務局と、それから我々委員の間での理解の齟齬がないように、委員にもその際見せてもらうということもあり得ますか。

○渡辺（審査部） そこまでは想定していなくて、むしろ前回の議論で、大体ポイントになるところというのが、代替案検討と、スコーピングマトリクスと、JICAガイドラインとのギャップ分析ということで、石田委員から議論がありました。我々もその点で共通認識を持っていて、その点をどのように事前配付資料にまとめていくかというところを手引として作成しております。

○長谷川委員 その事務局がどんな方向性で指示しているかというのが、我々もよくわかっていれば、それなりの質問・コメントになるので、何らかの機会をいただければと思いますけれども。

続けてよろしいですか。二つ目が、それから少し行ったところの改善策（6）というところ。助言確定の話ですけれども、この策定案の中の一つ目のぽつと、それから二つ目のぽつが、同じことを言っているのかなという感じもするんですが、このあたりをもう一度説明していただきたいと思います。

それから三つ目が、それから二つ進んだスライドで（2）ワーキンググループの運営というところがございます。それで二つ目のぽつで、ドラフトファイナルレポート段

階の代替案検討とか、スコーピングマトリクスとか、こんな内容については原則議論の対象としないとなっております。確かにそうかなと思います。

その際は、ドラフトファイナルレポートの助言案を作るときの、いつものようなコメント・質問のフォーマットがございますよね、あれからもスコーピングマトリクスとか代替案検討とか、この辺の項目は外すというふうな理解でよろしいですか。それにかかわることが、もしあえてあるなら、その他みたいなのところに書くみたいなの、そういう方向性かどうか。

それから、最後ですけれども、私のほうから、8月の全体会で、こういった会合を30分繰り上げという、かなり身勝手な提案をさせてもらったんですが、この辺のことが何か検討されているのであればお願いします。

○渡辺（審査部） 1点目ですけれども、この（6）助言確定の改善策の一つ目の丸と二つ目の丸は同じことを言っておりまして、一つ目の丸を具体的にどのように手続としてやるのかというのが、二つ目の丸となっております。

まず、基本的な方針として、急を要する場合等では、全体会合での助言確定を行わない、メール確定というのを可能とするということを、今回ご提案さしあげております。それはどういうふうに運用上なるのかというのが2点目ですけれども、JICAからの要請がある場合は、担当の主査の方が、その①、②、③というものをメールに添付の上、こういった議論がありました。それはワーキングの全体会合でご報告いただく内容をメールでご報告いただいて、全員の委員の方にお諮りいただいて、期限がないといつまで経ってもということになってしまいますので、1週間ということでご提案さしあげております。5営業日の質疑・議論に付して、その間の議論がどのようなものがあるかを踏まえて、メールでの確定が行えるのかどうかというご判断を、この部分はここに書いていないですけれども、恐らくこれは委員長、副委員長のほうでご判断いただくという手続を少し詳しく書いてあるのが二つ目の丸となっております。

3点目の、代替案検討、スコーピングマトリクスは対象としないというところは、今長谷川委員のご提案というか、ご説明があって、そのとおりだと思いましたので、ドラフトファイナル段階のコメントフォーマットにつきましては、この点を外させていただいて、もしどうしても気になるところがあるということでありましたら、その他のほうにご質問・コメントをいただくという形に対応を変更したいと思います。

最後の30分繰り上げという点は、全体会合でも申し上げましたけれども、当面は個別に、その担当のワーキングの方で、それができるのかどうかというのは調整させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○村山委員長 日比委員どうぞ。

○日比委員 ありがとうございます。何点が質問させてください。

まず、改善策（1）のところで、環境レビューのところで、これは前回も少しコメン

トさせていただいたんですけれども、もう一度課題を見ていて、もちろん、重複する部分というのは、合理化あるいは効率化すべきかなと思うんですけれども、一方で、物事の本質として、最初にスコーピングがあって、DFRがあってと進んでいくと、だんだん議論する点はそんなに広がるわけではなくて、収束するはずですから、ある意味重複する部分があるのが、本質的にそういうものかなという気がするので、そこ自体が問題とも思えないように思います。

じゃ、そこに時間をどれだけ割く必要があるのか、ないのかという問題になってくるのかなと思います。ここに見える担当課の時間的拘束が負担ということなのかなと思うんですけれども、でも、環境レビュー方針の結果報告で、そんなに時間をふだんは使っていないのかなという認識は持っています。この辺はJICAさん、担当部課さんとの認識のギャップがあるのであれば、そこはご説明いただければなと。ワーキングとかのほうが、時間という意味ではかなり使うのかなと思うので。その上で、私は何度も言っているのですが、もう一つ重複があるのは、ワーキングの助言案を全体会合で確定して、議題としては分かれているけれども、そのすぐ後に環境レビューの報告を、同じ全体会合の中でやってしまえば、そこに重複感が出るのは、これはある意味当たり前なので、そのプロセス上の問題が重複感を生んでいるんじゃないかというのが私の考えているところです。

助言案の確定と環境レビューの報告は、絶対に分けないといけないと言っているわけではないんですけれども、どうやってデュー・プロセスを確保しつつ効率化するかを検討すべきではないかと思うわけです。プロセス上、重複しているというだけが問題なのではないのではないかというのが、ここでの申し上げたいことです。

それから2点目、改善策（5）のところですか。「EIA/RAPが既に現地で承認されているにもかかわらず」というところで、既にやっているのだから、補完調査に関することだけに絞ることも可とするということなんですけれども、EIA、RAP、特に既に現地でされているものに、例えば、課題、不明点等が多いから議論になることがほとんどだと思うので、そのEIA、RAPを議論した上で、「ここが足りないからこういう調査をやってください」というので補完調査になると思うんですけれども、既存調査の中身については議論の対象とせずに補完調査のところだけに絞るという意図はいまいち理解できません。

現地で既にやったものについて助言されても何もできないということなのかもしれないんですけれども、それはやっぱりJICAさんとして、その事業をやるのか、やらないのか、どうやってやっていったらいいのかという判断をしていく際に、やはり既にされているものであっても、EIA、RAPが、もし改善されるべき点があれば、やっぱり現地側とのいろんなやりとりもしていただきたいと思いますし、場合によっては、EIA、RAPが本当にJICAが関与する上で十分なレベルを担保しているのかどうかという判断が非常に重要になってくるかと思います。そういう意味で、ここの補完調査に絞るこ

と、「可とする」ということなので必ずしも絞るということではないと思うんですけども、簡単に絞るのはちょっとリスクかなというふうに感じます。この点についての意図をご説明頂ければと思います。

最後、これも前回もちょっと質問させていただいたんですけども、改善策（7）のところで、そのガイドラインあるいは世銀のOPなんかに明文化されているような事項についてのところで、今回は少し書き方を変えていただいているんですけども、基本的にはそういうことは残さないという意味というふうに理解したんですが、いまいち私はイメージがつかめないのは、どういう内容を想定されているのかというところなんです。「ガイドラインの何条にはこう書いてあります」というような助言は多分ないんじゃないかと思うので、多分何か強くお考えのことがあって書かれているのかなと思うんですけども、実際どういうことを前提に書かれているのかが、私は意図が理解できないので、ご説明いただくと大変助かります。

以上です。ありがとうございます。

○渡辺（審査部） 最初の点ですけども、確かに概念的にはそうですが、実務上、この点がどうなっているかという、協力準備調査というものが、これは過去の開発調査とは若干性格が異なっていて、これはもう案件形成調査というのが実態になっています。つまり、ドラフトファイナル段階に調査報告書を詰めるということと、案件を作っていくということが並行して進んでいるわけです。

ですので、実際上は、ドラフトファイナル段階というのは、そこに持っていくというのは、環境レビューに持っていくべく準備を進めているということなので、報告書としての完成と、案件の審査としての環境レビューというのは、実態上は同じになっているという背景があるので、このような提案を差し上げております。

ただし、確かに日比さんがおっしゃるとおり、実務上どの程度の効率化があるかというところは、やってみると、もしかすると今までの、ご助言の確定をさせていただいた上で、同日にレビュー方針を説明するというのとあまり変わらない、もしくはこちらのほうが負担が大きくなるのではないかという考えもあります。したがって、この点は、そのような趣旨で提案は差し上げていますが、実際やってみてどういことが起きるのかというのもごらんいただいとつか、実際にやってみていただいた上でご判断いただくとありがたいなと考えております。

2点目は、改善策（5）の補完調査のところですけども、端的に申し上げますと、代替案検討を、例えば、EIA、RAPが既に相手国で承認されている場合に、そこまで立ち返って——代替案について、いろんなレベルはありますが、その事業コンセプトの根本に立ち返るようなところを議論する段階では、実際上はないというところが、実はここの主眼になっております。

もちろん、そのような代替案検討が適切になされていないということであれば、それはガイドライン違反ということになりますけれども、その点につきましては、その

ようなことは、当然JICA側として、そうではないという判断をした上で、代替案の議論は助言の対象とはせずに、むしろ既に固まっている計画の補足分、補完分をどのようにすべきかというところに議論の焦点を絞らせていただけるようなやり方もあるのではないのかというのが、ここのご提案になっております。

改善策（7）の、JICAガイドラインの、これは具体例で言うと、例えば、「住民協議については、社会的弱者についても配慮した上で実施すべき」みたいな、ガイドラインで書いてあるような事項について、改めてリマインド的にご助言を残されるケースというのがありますので、そのようなレベル感——このレベル感のご判断は委員のご判断ではありますけれども、そのご助言のリマインドのレベルによっては、ご助言に残していただかなくても、回答表のやりとりで、例えば、「社会的弱者に配慮しながら、今後住民協議を実施します」という回答をもって、ご助言に残さないというご判断があってもいいのではないのかと考えております。

以上です。

○日比委員 ありがとうございます。最後の（7）のところだけ。ここもよくわかりました。そういうことであれば、そういう対応もありかなということも思いました。

ただその、別にいろいろほじくるわけじゃないですけども、やっぱり事前配付資料の質のところとの関連性が、やはり強くなってくると考えます。多分、そういう助言をされる委員の方は、「いや、そもそも言わなくてもやっつけてほしいよ」というところもあるかと思いますので。となると、その手引はますます重要な役回りになってくるかなと思いますので、よろしくお願いします。

○村山委員長 では、作本委員。

○作本委員 作本です。ご丁寧な改善策をご提示いただきありがとうございます。いろいろな案を事務局側が考えられた上で出されたものと思います。

既に出た質問とも重なるところはあるんですけども、幾つか質問させてください。

改善策の1番なんですけれども、一番下の黒丸なんですけど、ここで、環境レビューの助言対応については書面配付のみとするということになっているんですけど、これは、もし意見がある方には、これを受け付けないという意味ではないというふうに理解してもよろしいですか。一応資料は配るけれども、意見があれば何らかの方法で提出してもいいというふうに理解していいでしょうか。

○渡辺（審査部） ご理解のとおりです。

○作本委員 改善策（2）のほうなんですけど、先ほどどなたかから意見があったんですけども、資料策定の手引、これは重要ですし、我々がどういう問題意識を感じるかというときにも、やはりわかっておきたいので、部外秘とするかどうかわかりませんが、やはり我々にも共有させていただきたいという気がいたしますけれども、ご検討いただけたらありがたいと思います。それは私の希望です。

あと、改善策6番目なんですけど、「急を要する場合等」という、この「等」は何を含

むんでしょうか。急ぐのはよくわかります。こういうような手だてを行う必要というのはよくわかりますけれども、この急ぐ場合以外でどういう場合を考えられているのか。

○渡辺（審査部） 「等」は削っていただいて構わないです。「急を要する場合」です。

○作本委員 それと、この急ぐかどうかという判定は、JICAさんのほうからの要請とありますけれども、「今急いでいるんだ」と、「これは普通の定例どおり」というのは、そういうご判断はJICAさんから出るというふうに考えてよろしいですね。

○渡辺（審査部） 一義的には、当然理由を付した上でメール確定をお願いすることになりますけれども、我々の要請でご判断いただきたいと思いますし、実際どういう急ぎの場合かというのは、いろんなパターンがあると思いますので、そこまでメールでやりますかねということにつきましては、事例を何件か、そんなに多いとは、私は思っていないですけれども、そのようなケースを踏まえた上で、またレビューのときに、こういう場合はメールでいいけれども、こういう場合はどうかなという議論をさせていただければと思います。

○作本委員 ありがとうございます。7番なのですが、これは私もわかりづらいところなんで教えてください。（1）の二つ目のぽつなんでありますけれども、ここで、「個別プロジェクトで対応できる範囲を大きく超えるような事項については助言に残さない」と書いてあるんですが、これはいつも私はワーキンググループで悩むところなんですけれども、やはり直接事業に結びつくところで意見を申し上げるところと、そうでなくて、相手方のもうちょっとソフトな対応、あるいは中長期的な周辺の政策を講じてもらいたいとかいうようなときにも、ここにもこれは及ぶんでしょうか。このプロジェクト自体では提言できないけれども、中長期的にはやっぱり周辺の環境影響、複合的な環境影響、工業地帯とか何かで気をつけてくださいというような、そういうようなことについても言及することに、これはかかわることでしょうか。

それと、同じ絡みなんですけれども、下から二つ目の、「原則JICA側が用意した回答に対する質疑・議論を行う」という、ちょっと厳しいことで、ここから脱線するとか、これから外れた周辺の議論までも、やっぱりしづらくなるということなんでしょうか。この二つ、両方ともかかわるところかと思うんですが教えてください。

○渡辺（審査部） ご理解のとおりというか、最初に背景（1）を入れた趣旨も、改めてご助言いただく、何のためにご助言いただくのかというところを考え直しますと、やはりカテゴリA案件であるという、その部分にご助言のポイントを置いていただきたいというのが1点目。

また、作本委員が例に挙げられていたような、その中長期的なとかありますけれども、やはりこれは事業に対するご助言をいただいている、JICAの運営に対するご助言をいただいている場ではないと理解しておりますので、この点につきまして、全くそ

のようなご意見は排除するというようなものではなくて、そのようなものについては、回答表でのやりとりでは、当然そのようなご意見は賜りますけれども、助言として残していただくものは、その個別プロジェクトの環境レビューにおいて対応できる ― その「対応できる」というところは、JICAとして対応できること、JICAとして対応すべきことというのは、また範囲というのは個別に議論しなくてはいけないんですけれども、基本的には対応できる、対応すべきことに、ご助言の範囲は限定させていただきたいとか、限定させていただくことが、効率的・本質的なご議論につながるのではないのかと考えております。

その背景云々と、これはもちろん全くそれだけで、形式的な議論をするということは無理だと思いますし、その当日の回答を受けて、またいろいろな疑問等は当然思い浮かんで、議論に発展することは当然あると思いますけれども、立ち返りますと、前の説明と同じになりますけれども、基本的にはそのプロジェクトのご助言をいただくというところから、あまり余談のほうでそれていくようなご議論は避けていただきたいというリマインドになっております。これはあくまでリマインドいたしますということですが。

以上です。

○作本委員 ありがとうございます。ただちょっと、今のお話でよくわかりますけれども、それでも改善策（７）の下から二つ目の原則的にはというのはわかるんですが、それでも、「JICA側が用意した回答に関する質疑・議論を行う」というのは、かなり厳しい表現かなという感じがするんですが、何か表現を緩めてというか、周辺も含むような表現をご検討願えないでしょうか。これはもう、それ以外の作業というか、やりとりがかなりこの表現によって制約を受けるような気がするんですが、いかがでしょうか。

○渡辺（審査部） この文章は原則ですので、先ほど申し上げたとおり、そのような議論に発展した際に、事務局のほうから、「その議論はやめてください」という形で介入はいたしません。あくまでリマインドということで、基本的にはポイントを絞った当日の議論をお願いしたいという趣旨です。

○作本委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○谷本委員 非常にすばらしい案を提案していただいて、1点だけ根本になると思うんですが、確認させてください。改善策（２）の事前配付資料の件なんです。これの位置づけ。いろいろワーキンググループに出ていまして、やっぱり濃淡があるというんですか、そういう面で事前の指導を行われるというか、そういうガイダンスされるというか、非常に望ましいと思います。ありがたいことだと思います。

質問は、この事前配付資料はJICAさんの資料ですねということです。何でこういうことを言いますかということ、どうしても、前段と後半で言葉の統一がとれていないとか、そういうところがあるんです。

それからJICAとして、あるいは日本政府のODAとしてやっているという場合の言葉遣いになっていない。これはもう私は非常に気になるものですから、そういうコメントを過去に何度かさせていただきました。

そういう面で、ぜひ、これはJICAが作った資料ですということで、担当部は大変だと思いますけれども、本当によく見ていただいて、かつ審査部のほうでガイダンスしていただいて、それで出していただきたいということを、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○渡辺（審査部） まさにJICAの報告書という点は、前回の議論でもありましたけれども、当日の進め方も関係していて、多少審査部から見ても、この部分のオーナーシップに欠けるというような事業部門がなくはないという状況です。我々もその点は先方の担当課長等にそういう注意喚起なりも行っておりますけれども、この点につきましては、この機会がいい機会だと思いますので、改めてリマインドを審査部のほうから差し上げたいと思っております。

○村山委員長 柴田委員。

○柴田委員 1点だけ。もうご説明があったのかもしれないんですけども、改善策の6番の助言確定で、メールで助言確定する場合のことなんですけれども、基本的に今まで、助言確定は全体会合で、委員長のもとで、「これで助言を確定します」というふうな形式をとっておりますので、助言の内容に関しては、ここにいる委員全員が等しく責任を持つということになっているかと思うんですけども、これが仮にメールで確定する場合も、その次の全体会合で事後報告がありますので、それ以降は委員全員が等しく責任を持つということにはなると思うんですけども、そのところ、メールで確定した場合、委員全体の責任ということで進めていくということに変わりはないという理解でよろしいですかということが1点と、あと、逆に今度は始まりのところなんですけれども、メール確定でいきましょうということは、どのタイミングでJICA側から要請があった場合ということなんですけれども、例えば、事前にわかっているならば、ワーキンググループのメンバーでなくても、メールで来たときに、少ししっかり資料に目を通すということができかなというふうに思います。

そういったことを考えると、例えば、案件概要説明のときに、「この案件は、ちょっとスケジュールがタイトなものですので、メール確定を予定しています」というようなことを連絡いただけるのか、あるいは、メールで資料配付のタイミングとかで、ああいった形で、事前に何らかそういった連絡をいただけるのか、あるいは、もうワーキンググループをやった後に、突然、「これはメール確定でいきます」というような形になると、チェックするのもしんどいかなというような感じがするので、事前の連絡をいただけるかどうかという点を教えていただければと思います。

○渡辺（審査部） ありがとうございます。2点目のほうからご説明さしあげますと、

確かにそのとおりだと思いますので、ただ、案件概要説明のときだと、まだスケジュールが固まっていないこともありますので、適切なタイミングとしては、資料配付のタイミングでワーキングのスケジュールも決まっているということになりますので、そのタイミングで判明している場合が大宗だと思います。次の全体会合を待っているはその後のスケジュールが難しいということでありましたら、その旨を事前に通知しあげて、実際に議論は、当然ワーキングのほうで助言案を確定した上でのこういうやりとりになりますけれども、そういう通知を差し上げられるようにしたいと思いません。

1点目のほうは、ご理解のとおり、メールの確定をもって助言委員会全体としての判断をいただいたと整理しております。さっき口頭では申し上げましたが、恐らく、全体会合との対比で考えると、主査の方にイニシエートしてもらうにしても、何らかの形で正副委員長のほうから、「これでよろしいですね」みたいな、何か決めが必要だと思いますので、そこはやりながらですけれども、そういう形にしたいというふうに考えております。

○村山委員長 では、ほかはいかがでしょうか。

日比委員。

○日比委員 ありがとうございます。何度もすみません。

改善策7の（2）、ワーキングの運営の2番目のところを改めて読んでいて気になってきたので、教えていただければと思うんですけれども、「DFR段階における代替案検討やスコーピングマトリクスなど、過去の委員会で議論・精査されている内容については、原則、議論の対象としない。」ここの文章の読み方なんですけれども、代替案検討やスコーピングマトリクスは議論の対象としない、という読み方になるのでしょうか。それとも、それも含めて議論・精査している内容ということなののでしょうか。

というのは、多分、代替案検討、スコーピングマトリクスを議論・精査しないスコーピング段階のワーキングはないと思うんですけれども、そのどのようなレベル感を考えていらっしゃるのかというのが一つと、やっぱりスコーピング段階とDFR段階、やはり調査をする前と後なので、内容としていろいろ議論・精査は、その両方でされるレベル感とか意味合いも変わってくるかと思いますので、スコーピング段階で議論・精査したからDFRではないというのは、ちょっと乱暴かなというふうに思いますが、ご説明いただければと思います。

○渡辺（審査部） 確かに、1点目は、「など」というのは、まさに「は」ということです。スコーピング段階のワーキングで通常議論されている代替案検討及びスコーピングマトリクスについては、原則議論の対象としないというのが当方の趣旨であります。それさえも厳しいというのが、内容によってはそこに議論が及ぶということもあり得るというのが日比委員のご意見かと思いますけれども、その点は確かに否定できないんですけれども、ただし、やはり代替案検討で、それに基づいて、このスコーピ

ングでやりますといったところを、また代替案に立ち返られてしまうと、また調査を一からやり直しになるというような可能性というか、JICA側からすると手間ということも生じ得るということは確かなので、全く議論ができないということはないと思いますし、何らかの形でそれぞれの議論というのは関係しているとは思いますが、我々の趣旨としては、このスコーピングの助言委員会を経て、このマトリクスでやるということで一度確定いただいている以上、そこにもう一回やり直しのようになるようなご議論については、原則対象としないというか、避けていただきたいというのが、この2点目の趣旨であります。

○村山委員長 よろしいですか。

○日比委員 趣旨とお気持ちはわかります。ただ、「助言の対象としない」なら、まだわかるんですけども、議論もするなというのは、ちょっとどうかなという気はいたします。その議論の中から、多分DFR段階にふさわしい助言というのは出てくるという、ほかの助言の改善につながるとかということが多い。

やっぱり、その代替案、スコーピングという、案件をずっとレビューしていく中には非常に重要なコンポーネントだと思いますので、それを議論するなという、もうそこは見ずにDFR段階の助言、審査をしろと言うに等しいように思えて、そこまで限定する必要性というか、そこが理解できないかなとは思いますが。

○渡辺（審査部） 若干概念的な議論になりますので、具体性のある事例を出さないと、あまり議論が収束しないと思いますが、スコーピングマトリクスは、まさに調査の最初の段階で、これでEIAなり調査をやるというものですので、ドラフトファイナル段階でそこに立ち返るようなコメントがあったとしても、それはスコーピングマトリクスに対する議論ではないはずなんです。それは調査結果なりに対する議論になると思いますので、スコーピングマトリクスをもう一回書きかえるべきとか、もしくは代替案を最初から検討すべきみたいな、そういったものは議論の対象としないということですので、その結果については、当然議論することになりますので。

もしこの点が非常にクリティカルということであれば、日比委員がおっしゃっているような、「議論の対象としない」ではなくて、例えば、「助言の対象とはしない」という形に、この点ではしておいて、運用でまたやってみて、具体的にこういう例があったというのを事例として挙げて、どうしたらいいのかというのを、また改めて半年後なりに議論させていただくのがよいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○村山委員長 よろしいですか。

どうぞ、原嶋副委員長。

○原嶋副委員長 1点だけ。先ほど作本先生と柴田先生からもご指摘がありましたけれども、メールで助言を確定する場合について確認なんですけれども、ガイドライン上は8ページにありますけれども、委員会の議論は公開されて、「議事録は発言順に発言者名を記したものを作成し公表する」とあります。

今までは、ワーキンググループのほうも議事録を作っていて、本会議のほうも当然議事録を作っていたので確実に担保されていたんですけども、今回、ワーキンググループのほうはそれを行わないということなので、万が一メールで助言確定をした場合に、今のガイドライン上の要求をどう担保するのかだけ確認させてください。

○渡辺（審査部） ご指摘ありがとうございます。

そうですね、そうしますと、そこは次の会合で報告することで担保しようと思っ
ていましたが、この議事録を発言順にというところにつきましては、例えば、メールを
そのまま切り張りするということはないと思いますけれども、その過程の議論という
のは、何らかの形で添付する必要があると思います。

○村山委員長 升本委員。

○升本委員 今の副委員長のお話にもちょっと関係するんですが、私は前回お休みな
ので、もし議論が進んでいたらすみません。

助言委員会は設置要項、あるいは運用目安というのが作られていて、それはたしか
公開されていて、その中のメール審議については、例えば、「緊急を要する案件の場
合、委員長の判断により、この方法で審議を行うことができる」というふうに定めら
れています。

また、情報公開のところで、ワーキンググループの議事録については、「発言者名
を記した議事要録でも可とする」というふうに書かれているので、考え方によっては、
この中で読めるのかなというふうにも思うんですが、ここの整合性なり、あるいはこ
の運用目安を変えようと考えていらっしゃるのかということだけお聞きしたいと思
います。

○渡辺（審査部） ご指摘の点は、事務局としては、運用目安の範囲内でやっている
と考えて、例えばワーキングのほうは、まさに「議事要録でも可」というところがあ
りましたので、今回のご提案に至っております。

メール審議のほうも、そのような、やり方自体はできるという整理で今回ご提案さ
しあげておりますけれども、先ほどの原嶋副委員長の、発言者順というところは、確
かに引っかかるなと今気づきましたので、この点は整理が必要と思います。

○村山委員長 今の点は、私自身は、助言というのは、この委員会としては非常に重
要な決定事項ですので、この最善策6については、例外的にぜひ扱っていただきたい。
どうしても緊急を要するということであれば検討しますが、できるだけこれは避ける
形で進めていただきたいと思います。ただ、排除するわけではない。

むしろ、環境レビュー方針のほうを、もう少し柔軟に扱ってもいいかなという気は
するんですけども。こちらの報告扱いですから、こちらを、むしろメール審議とい
う形を考えてもいいような気がするんですけども。

同じ日に二つやっていることについて、私も違和感があります。もちろん、議論を
することが可能だという意味では意義があると思っているんですけども。そのあた

りを含めて、今後ご検討いただきたいと思います。

それから、何人かからご指摘いただいていたけれども、資料作成の手引は、ぜひ我々にも共有をさせていただきたいという方向でご検討いただきたいと思います。

あと、もう一点なのですが、これまでワーキングの回答表については、ワーキングの中だけだったんですが、これから公表されるということなので、これは、ある意味委員のほうも、こういった質問・コメントを出すか、割と考えて出していないと、そのまま出てしまうということなので、場合によっては、一度出していただいたものを、最終的にこういう形で回答表を公開するというのを一度確認をいただいたほうがいいかもしれないですね。ものによっては、この質問については削除しても構わないとか、そういうものもあるかもしれないので、その点は、一度確認をしていただいた後に公開という形をとっていただければいいかなと思います。

最後、これは今日確定をしていただいたとした場合に、いつからスタートということになりますか。来週の月曜日にもうワーキングがありますが。

○渡辺（審査部） 基本的には、来週の月曜日のワーキングから適用したいと考えていますが、資料配付の日だけ、これは、実は先ほど説明があったラゴスの案件は、もう今日が13営業日前になっていて、これは旧来方式で、12営業日前の月曜日配付になってしまうんですけれども、それ以外の、例えば議事録の話であるとか、当日の運営とか、あるいはコメント表などにつきましては、次回会合から適用したいと考えております。

○村山委員長 ということで、幾つかご意見いただきましたが、基本的には今日配付された資料の方向で進めていただくということで、来週の月曜日のワーキングから適用ということになります。その方向でよろしいでしょうか。

大体半年間、準備期間ということで、このような形で進めていただいて、もしいろいろとお気づきの点が出てくれば、随時出していただいて、それを含めた形で、修正すべき点は修正するという方向で進めたいと思います。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、その形で進めさせていただきます。

では、この案件はこれで終了ということで、4番目が環境レビュー段階の報告ということです。

今日はマンマの経済特別区開発事業フェーズ2の海外投融資の案件です。

○府川 私は、民間連携事業部海外投融資課の課長をしております府川と申します。よろしくお願いいたします。

冒頭に、新しい委員さんもいらっしゃるかと思いますので、海外投融資というものについて一言ご説明を申し上げたいと思います。

これまでも円借款案件、無償案件、既に審議されたものがおありになるかなというふうに思いますけれども、円借款や無償資金協力が国または政府に対する貸し付けで

あったり、供与であったりするのに対しまして、海外投融資は民間の企業さん、あるいは事業者、事業に直接ファイナンスをするというものでございます。有償資金協力という言葉がございますけれども、この中に実は二つメニューがあって、円借款と海外投融資であるということです。

一つサンプル、例として挙げさせていただきますが、例えば、ラオスという国があってラオスの電力公社がございます。もしそこが水力発電事業をやろうということで、政府資金を使うということだと、これは円借款を貸し付けるということになります。一方、独立発電事業者、IPPが水力発電事業を行って、それをラオス電力公社に電力を販売します。そうすると、このIPPは民間ということになりますので、これは海外投融資のファイナンスの対象になるということであります。

本日も審議いただくミャンマーのティラワ工業団地につきましては、今回は第2期のお話になります。第1期事業につきましては、これは2014年のことですけれども、海外投融資での出資を決めております。日本、それからミャンマーの官民がそれぞれ出資をして、400haの工業団地開発を行う事業として成立したものでございます。

今回はその拡張、Zone Bというふうに呼んでおりますけれども、これについて融資の検討を進めておりまして、本日はそのための環境レビュー方針のご説明ということになります。

○小川 同じく民間連携事業部の小川と申します。本日はよろしくお願いいたします。

まず、こちらの配付資料の、A3の資料に従いまして、レビュー方針に関しましてご説明をさせていただければと思います。

本件は、既に助言委員会をスコーピング段階、あとドラフトファイナルレポート段階と既に実施していただいております。添付させていただいておりますA4の資料については、こちらは確定済みの助言と、それに対する対応案ということで記載させていただいております。その内容、エッセンスを、こちらの環境レビュー方針のほうにも入れさせていただいておりますので、こちらのA3のペーパーに基づいてご説明をさせていただければと思います。

一番左でございますけれども、案件概要をもう一度ご説明をさせていただければと思います。

ミャンマー連邦共和国の経済的な首都であるヤンゴンの近郊、大体南東に23km行ったところにティラワという地区がございますけれども、その中に2,400haのSEZ、経済特区を作るとというのがもともとあったプロジェクトでございました。

こちら、先ほど府川が申し上げましたとおり、このうちの400haというものをZone Aということで、既に開発をしております。この400haに加えて、262haをZone Bとして、同じく工業団地として開発していくというのが本件事業ということになります。同区域への企業進出促進を図り、経済発展に寄与するものということでございます。

事業対象地域は、先ほど申し上げたとおり、ヤンゴン地域のティラワ地区というこ

とになります。

事業概要も、同じくZone B工業地域の建設、販売、運営・維持管理を行うということでございます。

実施機関／維持・管理体制が若干わかりづらいところがございます、詳しくご説明をさせていただきます。

Myanmar Japan Thilawa Development、通常MJTDというふうに言っております。こちらが日・ミャンマーの官民が出資してできた、この工業団地を運営するために設立されている会社でございます、これまでは、先ほど申し上げたZone A、400haの開発を行ってきた会社ということでございます。この会社が、今度海外投融資の融資を受けまして、Zone Bの開発を進めていくというのが本件事業ということになります。

会社でございますので、出資者がおりまして、先ほど申し上げたとおり、日・緬での官民が出資をしておりますけれども、出資構成といたしましては、ミャンマー側の民間企業、Myanmar Thilawa SEZ Holdings Public Limitedという会社が41%。日本側民間企業、MMSTというふうに言っておりますけれども、こちらが39%。ティラワSEZ管理委員会、TSMCというふうに通常言っておりますけれども、このSEZを管理するために設立されたミャンマーの政府機関、こちらが10%。そしてJICA、弊機構が10%保有している会社ということでございます。

右側に移っていただきまして、適用されるガイドラインは2010年4月の最新のガイドラインでございます、カテゴリ分類はAというふうに考えております。

右側にいきまして、こちらは上段と下段で分かれておりまして、確認済み事項を上段、今後環境レビューを特にやっていくものを下段に書かせていただいております。

「全般的事項」でございますけれども、まず許認可でございます。EIAは、この事業を実施するMJTDが既に作成をしております、承認機関であるTSMC、ティラワSEZ管理委員会が2016年6月10日に承認をしております。

ステークホルダー協議に関しましては、EIAに関しましては、スコーピング段階で3回、ドラフトレポート段階で3回を実施しております。

加えて住民移転計画、Resettlement Work Planのほうでございますけれども、この262ha、ちょっとわかりづらくて恐縮ですが、Area 2-1、2-2というふうに、二つに分けておりまして、Area 2-1については2016年2、3月、Area 2-2については4月に既に実施をしております。現在のところ、事業実施に関して住民のほうから反対意見は出ていないというふうに承知しています。

これまで開催されている住民説明会、協議会においても、周辺住民、この262haの中に住んでいる住民のみならず、周辺の住民にも幅広く周知をされておまして、基本的にはオープンな場で議論できるようになっているというところでございます。

情報公開でございますが、先ほど申し上げました6月10日に承認されましたEIAについては、JICAウェブサイトで公表、公開済みというところでございます。

住民移転計画についてもほぼ最終ができている状況でございます、近々公表する予定になっております。

次でございます。こちら助言と関係しているところなんですけれども、MSAGというふうに言っておりますが、Multi Stakeholder Advisory Groupの略でございます。こちらは、先ほど申し上げました400ha、Zone Aを実施した際に設立されている、住民とミャンマー政府、もしくはNGO、専門家というメンバーが広く参加していただいて、特に住民移転に関する問題等について、オープンな場で議論していただくという場でございます。こちらの、MSAGを通じた住民とミャンマー政府間の協議結果について、公表するよという助言を前回のワーキングの場でいただいております、こちらについては、Myanmar Centre for Responsible Businessという、これはミャンマーのNGOでございますけれども、このMSAGの議長を務めていただいております、こちらのウェブサイトで公表されております、一般の方々にもごらんいただける状況になっております。

このまま全般的事項ということで下に移らせていただきまして、環境レビュー方針をご説明させていただきます。

ステークホルダー協議に関しまして、ワーキングの助言でいただいているものでございますけれども、各区域の住民説明会、協議会の情報は、周辺の700ha内に居住・生計を営んでいる人、要はその262haに限らず、周辺、ティラワSEZにいらっしゃる住民の方々にも参加できるようにするよという助言をいただいております、これについては、ミャンマー政府に対して引き続き働きかけを行っていく予定でございます。

また、こちらは助言16に対応するものでございますけれども、先ほど申し上げた住民協議会、正式な住民協議会に限らず、インフォーマルな形で住民からの要望の聞き取り等についてもミャンマー政府は実施しているところでございまして、こちらの意見についても住民移転計画に記載するよという助言をいただいております。こちらについてもミャンマー政府に対して働きかけまして、住民移転計画で、これらの内容が盛り込まれるように先方政府に伝えていくという方針でございます。

同じく助言17でございますけれども、262haを二つに分けてArea 2-1、Area 2-2というふうに申しておりますけれども、2-1、2-2と分けたときに、2-2の住民らのコメントについても住民移転計画に反映されていくように、ミャンマー政府に働きかけていくことということ助言としていただいております、こちらについてもやっていくという所存でございます。

情報公開。先ほどEIAの公開状況についてはご説明を申し上げますけれども、住民移転計画についても公開状況について確認し、JICAのウェブサイトにも適時、適切に公開していくという予定でございます。

加えてモニタリングでございますが、モニタリングの実施体制や計画の詳細につい

て、審査の中で確認をしていく予定でございます。

移っていただきまして、「汚染対策」でございます。上のほうから、大気質、水質、騒音・振動、廃棄物、モニタリングというふうに書かせていただいております。

大気質でございますが、工事中、建設機械の稼働等において粉じん等の悪影響が想定されておりますが、散水等の緩和策がとられるという予定となっております。

続きまして水質でございますが、特に、供用開始後、工業団地としてのオペレーションが開始した後という趣旨でございますけれども、工業団地に入ってきた入居企業からの排水でございます。こちらについては、まず一義的には入居企業が一次処理を行うということになっておりまして、あわせて、工業地域内に設置される中央排水処理施設で、各入居企業からの排水を一括で集めて、そこにおいても適切に処理をされることになっております。

騒音・振動。こちらは、どちらかといえば工事中に、建設機械や車両による騒音・振動が想定されているところでございますけれども、夜間工事の回避であったり、速度規制等の緩和策によって、この影響がミティゲートされるように対策がとられる予定となっております。

続きまして廃棄物でございますが、こちら工事中と供用後の二つに分けて書かせていただいております。

工事中、主に工業団地の建設は、土地の造成というのが主な工事になるわけでございますけれども、発生する土砂については、基本的に全て事業地内で再利用されるということを想定しておりまして、この工業団地地域の外に搬出するということは想定しておりません。

供用後、つまり入居企業がそれぞれのオペレーションを開始した後の話でございますけれども、それぞれの入居企業から出てくる、再利用もしくはリサイクル可能な廃棄物については、分別回収を行うとともに、それ以外の廃棄物については、Zone A入居企業で廃棄物の処理を行う専門の会社が入っておりまして、こちらが処理をする、もしくはヤンゴン市による回収処理を予定しております。

モニタリングに関しましては、MJTDもしくはそれぞれの入居企業が、それぞれモニタリングを行うという予定になっております。

こちらを踏まえまして、汚染対策の環境レビュー方針でございますけれども、全般といたしましては、先ほど申し上げました大気質、水質、騒音・振動、廃棄物を含む汚染対策に関しまして、環境管理計画、モニタリング計画、モニタリングフォーム、これに従いまして適切に緩和策・モニタリングが実施されるということを確認してまいりたいと思っております。

加えて、廃棄物に関しましては、助言の一つとして、土壌汚染対策、化学物質・有害物質管理について、MJTDが内部で持っている内規が適切に適用されていく、それによって適切な廃棄物処理が行われるという体制がとられているということを確認す

るようという助言をいただいておりますので、こちらについても環境レビューの中で確認をしてみたいと思っております。

続きまして、「自然環境」でございます。

保護区に関しましては、特に国立公園等の中には該当しておりません。

生態系でございますけれども、いわゆるレッドリストによる絶滅危惧種というのは見込まれておりません。準絶滅危惧種として、NT種、鳥類の生息が確認されておりますけれども、事業による大きな影響は想定されていないということを、現地の専門家等を通じて確認済みでございます。

下の環境レビュー方針でございますけれども、こちらも緩和策の内容を含め、自然環境面の影響が最低限であるということを、改めて確認をしてみたいと思っております。

最後でございますが、「社会環境」でございます。

住民移転・用地取得を伴うプロジェクトとなっております。合計で141世帯の非自発的住民移転が見込まれております。建物、樹木等、失う資産について、ミャンマー政府によって再取得価格による補償が行われる予定になっております。

加えまして、移転にかかる費用であったり、通勤・通学の支援金というものも支援される予定になっております。

加えまして、今141世帯と申し上げましたのは、住んでいる方々でございますけれども、それとは別に、土地を持っていられる方というのが135世帯。もちろん、その141世帯の中とかぶっている部分はございますけれども、135世帯の方が土地を保有していられる状況でございます。こちらについても、再取得価格によって取得が行われる予定というふうになっております。

先ほど、住民移転が発生するという旨を申し上げましたけれども、移転先地につきましては、ヤンゴン地方政府、ミャンマー政府の地方政府でございますが、ヤンゴン地方政府のほうから、住民に対して、Zone Aのときに移転された方々が移転されている移転地の隣接する地域というのを候補として、住民と協議中でございます。

加えましてRWP、住民移転計画に記載されている非自発的住民移転への対応については、JICAガイドラインに沿ったものになっていることを確認しております。

住民移転、最後のところでございますが、住民同士の係争が発生している土地というのが確認をされております。要は、「私の土地だ」、「いや違う、俺の土地だ」という、そういう意味での係争でございますけれども、住民同士の係争が発生している土地というのが確認されておりますので、ミャンマー政府としては、係争中の世帯の共同口座に補償金の入金を行う予定でございまして、係争が何らかの形で解決後に、その補償金が最終的にエリジブルな方に支払われるという仕組みをとることを確認しております。

続きまして、生計回復でございます。現在、100世帯の方が事業地内で農業活動を

実施しております。したがって、農業ができなくなることによる経済的損失が見込まれておりますので、経済的損失に対して、農産物の市場価格に基づく補償や職業訓練等の支援が行われる予定になっております。

次でございますが、こちらは助言の中の一つとしていただいたものですが、DMS、Detailed Measurement Surveyの中で確認された全種類の野菜の栽培状況について、RWPの中で記載をすることという助言をいただいております、これについて対応しているということを確認しております。

続きまして、RWPに記載された補償支援の内容でございますけれども、2012年農地法の補償内容を満たしているということも確認しております。

次でございますが、雨期の耕作を行ったものの、移転時期によっては収穫ができなくなる場合が発生するということでございます。今、厳密に申し上げますと、雨期が終わろうとしているタイミングでございますけれども、今まさに栽培をしているところ。

他方で、移転のタイミングによっては、その収穫ができなくなる場合も当然ございますので、これについても補償対象とするようにということをご助言としていただいております。こちらについても対応済みという状況でございます。

文化施設でございますが、墓地が1ヵ所存在をしております。こちらの移転方法については、住民と地方政府との間で議論が行われているところでございます。

ただし、重要な文化財や遺跡等は確認をされております。

実施体制・モニタリングでございますが、ティラワSEZ管理委員会のもとにRelocation Implementation Committee、住民移転にかかるCommitteeと、Income Restoration Program Implementation Committeeということで、移転後の生計回復に関するCommitteeの設立が行われる予定になっております。それぞれ内部でモニタリングを実施する予定になっております。

という状況を踏まえまして、環境レビュー方針でございますけれども、住民移転・用地取得に関しましては、再取得価格という考え方に基づいて、適切な補償内容になっているということを再確認すること。

加えまして、移転先地の選定に関しては、先ほど申し上げたとおり、ヤンゴン地方政府のほうから案を提示しているところでございますけれども、住民の希望を踏まえつつ、プロットの広さ等々、生活環境等にも十分に配慮するようミャンマー政府に対して働きかけてまいり予定でございます。

生計回復に関しましても、経済的な損失について適切に補償されているところを、改めて確認をするという内容と、生計回復支援計画の計画実施の状況等について確認してまいりたいと思っております。

物理的・経済的移転によりまして、先ほど申し上げた生計回復等が必要になるわけでございますけれども、加えまして精神的な影響についても、必要に応じてケアがなされるように、ミャンマー政府に対して働きかけを行ってまいりたいというふうに思

っています。

今回の事業対象地の中で、放牧であったり、非木材、林産物の採取等を行っている方々がいらっしゃいます。これらの方々に関しても、住民協議の場の中で可能な限り意見を拾い上げることによって、適切な補償や必要な支援ということを行えるように、ミャンマー政府に対して働きかけを行ってまいりたいというふうに思っております。

最後でございますが、日雇いなどの労働者に対する支援期間については、住民の意向を、住民協議会の場で改めて確認をした上で、適切な期間を検討するようにミャンマー政府に働きかけてまいりたいというふうに思っております。

最後に、文化施設でございますが、墓地がある旨申し上げましたけれども、先ほど申し上げたとおり、今地方政府と住民との間で取り扱いについての議論が行われているところでございます。こちらについても、慎重かつ丁寧な対応が行われるようにミャンマー政府に働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

環境レビュー方針としては以上でございます。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今のご報告に対して、何かご質問、コメントありましたらお願いいたします。

作本委員。

○作本委員 作本です。ご説明ありがとうございました。

一つ、外れるんですが教えていただきたいのは、このティラワの件がJICAへの異議申し立てで上がっていますよね。これが第1期なのか、第2期なのか、私も記憶が定かじゃないんですが、ただ、協議を推進するというか、協議をさらに継続するようという内容であったかと覚えているんですけども、今回の、この第2次のこの案件には、参考になるような点も含めて何かかわる点があるのでしょうか。あれば教えてください。

○小川 ありがとうございます。異議申し立てのプロセスが発生いたしましたのは、先ほど申し上げたZone Aの400haのときに異議申し立てをいただきまして、審査役からは、ガイドライン違反はなかったという結論はいただいているわけではございますけれども、作本先生がおっしゃったとおり提言等をいただいております。

その中の一つとして、ファシリテーターを入れる等によって、住民とミャンマー政府との間の議論が促進されるように、仕組みづくりを考えていくようにという提言をいただいているところかと認識しております。

先ほど申し上げました、Multi Stakeholder Advisory Groupというグループですね、先ほど申し上げた住民であったり、政府であったり、NGOであったり、専門家であったりという方々に入っていて議論を促進していくという、この仕組みに関しましては、この262haに対しても引き続き開催をしていく予定になっております。

加えて、住民とミャンマー政府との個別の議論であったりというところについても、

第三者となる方々が、ある意味ウィットネスであったり、ファシリテーターとして中に入っていただくことによって、ちゃんとした議論が行われるようにという方策を考えております。

○作本委員 ありがとうございます。

○村山委員長 では、ほかはいかがでしょうか。

森委員どうぞ。マイクをお願いします。

○森委員 2点あります。第1点目が、環境レビュー方針に掲げられている項目ですけれども、この項目に気候変動がない。環境社会配慮ガイドラインの環境社会配慮の項目を見ますと気候変動も入っているんですが、これはどうしてでしょうかというのが第1点。

第2点が、全体の計画が2,400haで、第1期が数百ヘクタールあって、今度は第2期、260haですが、累積的な影響というか、全体の影響を抑えるということが大事かと思いますので、ガイドラインのほうにも、その計画、戦略的環境アセスメントとか、そういう記述があるんですけれども、その全体の影響というのを評価する予定はありなんですか。

この2点です。

○渡辺（審査部） 1点目のほうは審査部のほうから回答しますけれども、これは、この表自体は長年使っており、基本的にはガイドラインのチェックリストについている項目立てに合わせております。今のところ、気候変動については、その他留意点というところで記載があるので、ここにおいては、気候変動というものは入れておりませんけれども、もし、気候変動対策に関するご助言等をいただいた場合は、それにつきましては、汚染対策あるいは自然環境の項目において、そのような小項目というんですか、そこにおいて気候変動というものを立てているというのが現状です。

○小川 2点目でございますけれども、2,400haのうち、先ほど申し上げたとおり、400haについては既に開発が進んでいるところでございます。

その後、2,000haを一挙に開発をするかということ、この事業は民間ビジネスということもございまして、なかなかそういかないところがある。

今現在、計画として具体的に挙がっているところについては、400プラス700haが挙がっております。そちらは、実は262haの工業団地と、残りの438haの住宅商業、もしくは物流施設が計画されているところでございます。

それ以外について、まだ現時点においては、具体的にどのような地域にするかというところについては、まだ開発が進んでいないところでございます。

先生がおっしゃられたように、累積的影響については、ワーキンググループでもご指摘いただいているところでありまして、この700haについては、少なくとも、まさに商業住宅であったり、物流であったり、工業団地という形で開発用途が決まっているところでございますので、特にEIAの実施をする段階において、累積的影響を調査の

中に入れ込む形でMJTDとしては対応しております。

○森委員 どうもありがとうございます。

1点目の気候変動のほうですけれども、先ほどラゴスの件がありました。あれは、多分CO₂は減ると目的にも書いてありまして、いいことだと思うんです。ですので、例えば、気候変動の関係で、CO₂を減らす効果がある事業もある。ぜひそれは、どのくらい減るのか、ポジティブな面で評価していただくといいんじゃないかと、さっき思いました。

今度はこちらのほうですけれども、こちらのほうは、恐らく工業地帯ですから、CO₂の排出というのは増えるんじゃないかと思います。しかし、いろんな技術の採用で、最大限CO₂の発生とか、そういうのを抑えるというような話かもしれません。

そういうような検討をした、それから、これから途上国も含めて国の削減計画、NDCというのを作っていくわけですから、気候変動については、そういうNDCとの整合性というのをチェックされていくのが大切ではないかと思います。

ここの委員会で議論すべきことかどうか、僕は知りませんが、JICA全体としても、そういうふうに問われることがあるんじゃないかと思うので、ぜひご検討いただければというふうに感じました。

○渡辺（審査部） 気候変動対策につきましては、当然のことながら、ガイドラインのほうで影響を評価する項目の一つに入っておりますので、案件案件でポジティブ、ネガティブな影響評価というものは行っております。

本件につきましては、SEZの事業ということで、入居者企業さんがこの時点で決まっていないということで、明示的な評価は行っておりませんが、案件ごとにそのような評価は、協力準備調査等において実施し、必要がありましたらこの表等に記載、あるいは報告書のほうに記載をしていきたいと思います。

○村山委員長 先ほどお話があった700haの残りの部分も、このスキームで進むということになりますか。

○小川 現時点においては、このMJTDという会社が行うのか、それとも別の形で行うのかということは、また未定の状況でございまして、EIAの影響の中では、もちろん加味をしたわけなんですけれども、実際に実施の段階で、どういう体制で、どういう形で行うかというのは、これからの議論ということになっております。

○村山委員長 でも、EIAについては関与されているわけですね。

○小川 はい。

○村山委員長 わかりました。

それでは、ほかいかがでしょうか。

久保田委員から。

○久保田委員 ご説明いただきましてありがとうございました。

水質と廃棄物の点について3点ほどコメントさせていただければと思います。

まず、確認済み事項の水質のところ、工業区域内に設置が予定されている中央排水処理施設にて処理されるということなのですが、この工業排水の水質基準について、ミャンマー国内で何か規定ですとか、基準等があるのかというようなところのご確認をもしされていないようでしたら、ぜひしていただきたいなと思っております。

もう一つ排水についてですが、排水処理した後に、汚泥等が出てくるかと思うんですが、これの廃棄物としての処理というところについても、何らかのご説明をいただければありがたいかなと思います。

あと、廃棄物の点ですけれども、こちらはヤンゴン市による回収処理を予定というような記述があるんですが、やはり工業区域から出てくる廃棄物に関しましては、基本的に産業廃棄物というような区分がされていることが多いかと思うんですが、私が理解している限り、ヤンゴン市は一般廃棄物の収集管理を管轄しているところかと思っておりますので、工業廃棄物の処理に関しての責任の所掌というところを、もう一度よくご確認いただいたほうがよろしいのかなというふうに思いました。

以上です。

○小川 1点目でございますけれども、水質については、ミャンマー政府の中で基準が今のところないということもありまして、EIAの中では、日本の基準であったりという他国の基準をもとに、ターゲットとする基準値の設定を行っております。

廃棄物の処理、特に産業廃棄物の処理であったり、汚泥であったりというところについては、基本的には入居企業が、まずその処理の方法について責任を負うという形になっております。

方法は二つありまして、一つは、もちろん細かいところは審査で確認をしてまいりたいと思いますけれども、先ほど申し上げたとおり、ヤンゴン地方政府のほうでごみの回収等を行っておりますので、そちらに回すケースというのもございますし、先ほど申し上げたように、実は400haの中に、日本の企業さんで、産業廃棄物の処理を専門にやられている企業さんが入居されていらっしゃるしまして、そちらで引き取って適切な処理をしていただくという方法もできることになっております。

そちらの選択については、基本的には入居企業が選択をする形なんですけれども、いずれにせよ、それが適切に処理されているということは入居企業が確認をして、その責任を負わなきゃいけないという形になっております。

汚泥についても、場合によってはコンクリートのようリサイクルされたりという形であったり、先ほど申し上げた産業廃棄物処理場の中で処理されていくということをご想定しております。

○久保田委員 理解しました。ありがとうございました。

○殖田委員 ご説明ありがとうございました。

ステークホルダー協議のところ、質問なんですけれども、これまでのところ、事業実施に関して反対意見はないということなんですけれども、これはあくまでもステー

クホルダー協議に参加した人たちから反対意見はなかったことなんでしょうか。それとも、周辺のNGOや何かも含めて、今のところ事業に対して反対意見というものは一切ないということなんでしょうか。

○小川 趣旨といたしまして、まさにおっしゃられたとおり、ステークホルダーミーティングの場で、参加された方の中から、事業実施に対して反対するということはないという趣旨で書かせていただいています。

他方で、NGOの方々等の関係で申し上げますと、特に住民移転を伴う案件であるということもございまして、住民との対話の仕方であったり、補償内容であったりというところについて、ガイドラインの遵守、まさに再取得価格であったり、生計回復というところを適切にやっていくべきであるというご意見もいただいているNGOの方もいらっしゃいます。

○殖田委員 ありがとうございます。

○村山委員長 どうぞ。

○原嶋副委員長 2点ありまして、一つは、先ほど森先生や久保田先生からのご指摘ありましたけれども、特に排水処理で、Zone Aではもう既に、多分稼働が始まっているんですけれども、中央排水処理施設の運用主体とか、Zone Bでの設置の細かいところについては、もうドラフトファイナルレポートで議論が済んでいるのかどうかということと、Zone Aでの排水処理との関係でどうなっているのか。廃棄物については、日本の企業さんがいろいろフォローされているというふうには伺っていますけれども、排水処理についてはどうなっているかということを確認です。

もう一点は、やっぱり一度聞いておかなきゃいけないのは、Zone Aでは、たしか土地の証明書がない土地、かつて収用された土地の問題が問題になっていたと思うんですけれども、Zone Bでは、民民間で所有権が確定していない土地があることで、多分、所有権が民民の間で確定していない土地を強制収用するという形をとっているわけですよ、今のお話を聞いていると。

共同口座ということで、銀行の方もいらっしゃるのであれですけれども、日本だと、例えば法務局で供託するという形をとるんでしょうけれども、問題は、そこで所有者が確定していないという段階で、補償額はある程度は確定すると思いますけれども、強制収用になりますけれども、その補償額の確定ができないということが、もう一つ問題ですし、ある程度はできるとしても、細かいところはできないという、合意がとれないということと。あともう一点は、ここでいう共同口座という、日本ですと官が入って、法務局でしたか、入ってきますので、その辺の管理がそれなりにできるんですけれども、そのあたりの、日本と同じことを要求するわけにはいかないことはよくわかるんですけれども、所有権確定にどれぐらい時間がかかるのか、どういうプロセスなのかというのも当然国によって違いますし、そのあたりの対応ですよ。すごく時間がかかって、いつまでも所有者が確定しないで、宙ぶらりんにお金がどこかの口

座にあるという形になってしまうようなことは、あまり好ましくないと思うんですけれども、どのような見込みというか、展望を持っていらっしゃるのかということと。あと、135世帯のうち、そういった民民の紛争というのは、実際どれぐらいあるのか。多分、ワーキンググループでは議論されていると思いますけれども、ご紹介いただきたいということで、2点です。

○小川 ありがとうございます。

排水処理施設の話については、EIAの中で検討がなされております。まずは、Zone Aと、このZone Bというのは隣接するエリアになっておりますので、Zone Aの設備を基本は使っていく。他方で、当然Zone Bの開発とオペレーションが進んでいけば、排水の量も増えていくという可能性も当然ございますので、そのために、Zone B用に排水処理を行える施設を建設できる場所は確保してございまして、あとは入居企業さんのオペレーションの段階に応じて、追加的な投資として、排水処理施設をZone B用に入れていくというのも想定されている。両者ともMJTDという同じ会社がオペレーションをしていますので、基本的に共用できるものは共用するという考えでございます。

もう一つの、民民のあれですが、すみません、今すぐぱっと数が出てこないんですけれども、少なくとも数世帯という認識です、民民同士で争っているケースについても。

加えて、用地取得の、少なくとも、この今のステークホルダー協議であったりという場においては、両世帯、一応声をかけておりまして、とりあえずその補償費についてもお互いに意見がおりだと思っておりますので、両世帯、正直申し上げると家族内で争っているようなケースでございまして、「いや、おじさんの土地だった」とか、そういうケースなんです。なので、そういう意味では両当事者をステークホルダーの協議の場には呼んでおりまして、移転額の議論についても一緒に議論しているというところでございます。

紛争解決の手段に関しては、裁判までは行っていなかったと理解しているんですけれども、家族同士の争いということもございまして、最終的には裁判というところで確定されていくのかなとは思っておるんですが、少なくとも、その住民の方々も、この移転というか、土地の取得ということについて反対をされているというわけではないというふうに理解しています。

○村山委員長 今の点は確認済みの事項に入っていますが、下のほうの確認していただく事項に。

○小川 審査においても、もちろん再確認をいたしますということでございます。これからも、これまでに入っている情報でも、ある程度確認はとれているということでございます。

○村山委員長 わかりました。

ほかは大体よろしいでしょうか。

それでは、今のようなことを含めて確認をしていただきたいと思います。

では、これで環境レビューについてはご報告をいただいたということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、今日は、あとワーキングのスケジュールを確認して終わりということになります。

では、ご説明よろしく願いいたします。

○渡辺（審査部） 最後のアジェンダとなりますけれども、議事次第の裏にエクセル表をおつけしております、9月の会合ですね、既に開催通知、資料送付等差し上げている5日と12日のインドネシア、ウガンダの案件。23日金曜日に予定されておりますのは、先ほど担当課からご説明のあったナイジェリア、ラゴスの件。これにつきましては、現在のところの担当委員が清水谷委員と谷本委員2名ということですので、こちらにご参加いただきたいということと、あと10月、11月で、もし既に事務局のほうから割り振らせていただいたスケジュールで、現時点で不都合が生じていますという場合は、この場でお伝えいただきたいと思います。

ちなみに、随時スケジュールの変更については受け付けておりますけれども、あくまで現時点でということで、何かスケジュール変更等ございましたらお願いいたします。

○日比委員 ありがとうございます。10月17日の日比です。この日は都合が悪いです。もし、人数少な目のところから多目のところになって申しわけないんですが、24日であればできます。もしまだ人数的に入れそうでしたら、そちらのほうにお願いします。

それから、11月7日は、こちらもお出張中になりますので、名前を省いていただければと思います。21は大丈夫です。

○渡辺（審査部） 17日、11月7日が難しいということで、日比委員、24日のほうは、そのころまた、そもそもワーキングが開催されるかもあれですので、もしそのときにご都合よろしいということでしたら、また次回の会合にでもお願いいたします。

○日比委員 わかりました。

○渡辺（審査部） ほかにございますでしょうか。

長谷川委員お願いします。

○長谷川委員 11月の分なんですけど、11月7日は私も都合が悪くて、この部分を11月14日に移動してください。

それから、11月21日のほうも都合がつかずに、このほうを11月28日のほうに移動していただきたいと思います。

以上です。

○渡辺（審査部） 7日を14日に、21日を28日にということで承りました。

ほかにございますでしょうか。

9月23日、今のところ2名なんですけれども、資料配付は来週の月曜日の予定で、先

ほどの案件なんですけれども、どなたか、少なくとも2名の委員の方に手を挙げていただけると助かりますけれども。

○村山委員長 大体、各案件4名程度確保したいということで、目安を考えていますので、もしいらっしゃらなければ私が入りますが、ただ当日参加できない状況です。なので。

○渡辺（審査部） 例外適用。

○村山委員長 ということでよければ加えてください。

○渡辺（審査部） では、村山委員長には、大変恐縮なんですけれども、当日ご欠席も込みで23日のご対応をいただくということで、あと、本日欠席の委員が数名いらっしゃいますので、引き続きといっても来週が資料配付なんですけれども、もしどなたもいらっしゃらないということでしたら、今日の欠席の委員の方に、こちらから応募勧奨というんですか、しておきますけれども、どなたか。

では、大変恐縮ですけれども、森委員に。

○森委員 さっきのナイジェリアのやつですね。

○渡辺（審査部） そうです、ナイジェリアの新都市交通の件です。

では、23日につきましては、村山委員と森委員を追加させていただく。

ほかにございますでしょうか。

では、今日の段階ということで、変更点ですね、9月23日は村山委員と森委員の追加。10月17日、日比委員はご欠席。11月7日、日比委員、長谷川委員ご欠席。11月14日、長谷川委員を追加させていただいて、21日につきましては長谷川委員がご欠席で、その分を11月28日に回すということで日程を修正して、また事務局のほうでメールを差し上げますので、随時、変更等ございましたらご連絡いただければと思います。

以上です。

○村山委員長 では、その方向でよろしく願いいたします。

それでは、その他ということですが、何か委員のほうからありますでしょうか。

よろしいですか。

なければ、次回のスケジュールを確認して終わりにしたいと思います。

○渡辺（審査部） 最後ですけれども、今回は10月3日月曜日、同じ時間の2時半から全体会合を開催させていただきたいと思っておりますが、実は、JICAの会議室、本部、研究所とも場所が確保できないということで、外部の、いわゆる「貸し会議室」を手配しております。詳細につきましてはメールでご連絡さしあげますが、麴町駅から徒歩1分か2分ぐらいの新宿通沿いの会議室を手配しておりますので、そちらで開催とさせていただきますと思います。お間違いないようお願いいたします。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

では、これで今日の全体会合を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後4時40分閉会